



美作総務第169号
令和8年1月19日

美作市議員報酬及び
特別職給料等審議会 会長 殿

美作市長 萩原 誠 司

特別職報酬等の額について（諮問）

美作市議員報酬及び特別職給料等審議会条例（平成17年美作市条例第40号）
第2条の規定に基づき、美作市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教
育長の給料の適正額について、貴審議会の意見を求めます。

諮 問 理 由

本市議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、複雑、高度化する職務の内容及びその職責、他の地方公共団体の議員報酬の額、社会経済情勢の変化などを踏まえ、適時適切に美作市特別職報酬等審議会において議論いただくべきものである。

本市においては、平成17年7月の改定以降、報酬額等は据え置かれており、県内他市と比較しても額が低い状況にあるが、昨今の世界情勢や国際金融市場の変動などを背景とした物価高騰、それに伴う最低賃金額の改定等、状況は大きく変化している。また、一般職の職員についていえば、人事院勧告に基づきその都度給与の引き上げ等が実施されている。

このようなことから、本市議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料についても本市を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、市民の理解が得られるものとするために、報酬額のあるべき水準について、本審議会に諮問するものである。